



2013.11

第158号

とうまの議会

発行：当麻町議会 北海道上川郡当麻町3条東2丁目11番1号 TEL (0166) 84-2111

第3回定例会開催



第8回とうま新米・新そばまつり(10月6日)

今号の目次

町政を問う（一般質問）	P 2
議案の審議	P 8
地方の声を国政の場へ（意見書）	P10
平成24年度決算審査	P12
第6回臨時会	P15
議会のうごき	P17
委員会活動	P17
議案の採決結果	P18
議案審議の結果	P19



平成25年 第3回定例会

平成25年第3回定例町議会は、9月12日に招集され、会期8日間で開かれました。

初日は、町長の行政報告、4議員からの一般質問につづき、固定資産評価審査委員会委員の選任、教育委員会委員の任命、一部事務組合の解散・解散に伴う財産処分・解散に伴う事務の承継、一部事務組合への加入、条例の制定、条例の一部改正、規約の変更、補正予算2件など計11件が審議されました。

また、平成24年度当麻町一般会計ほか5特別会計及び水道事業会計決算については、決算審査特別委員会を設置し付託しました。

最終日(19日)は、決算審査特別委員会の審査結果報告、会議規則の一部改正、意見書2件などを審議しました。

なお、今号では第6回臨時会(8月8日開催)についてもお知らせします。

[議案審議結果は19・20ページをご覧ください]

A & Q

町政を問う

●
ここが聞きたい

第3回定例会において、長瀬、福山、山下、加藤の4議員が一般質問を行い、町長と教育長の考えを尋ねました。
(要旨にて掲載)

問

TPPから
農業・農村を守るには

答

農協と一体となって
販売戦略に取り組み



議員 瀬 長

問

TPPは、2006年に太平洋を取り巻くように散在するシンガポールとニュージーランド、チリ、ブルネイの4カ国で発効した自由貿易協定で、農畜産物も含め「モノ」の貿易について原則すべての品目の関税を撤廃している。

2010年3月からアメリカ、オーストラリア、ペルー、ベトナムが交渉に参加、10月からはマレーシアも加わり、9カ国の同意が必要とされ、コメや小麦、畜産物、甘味資源作物等の重要品目で

TPP

する北海道集会」に参加し、TPP参加阻止に向け強力な行動を展開しました。

2013年3月に政府が試算したTPPに参加した場合の影響額は、農産物で2兆6,600億円の生産額減少が見込まれ、農業、農村への深刻な打撃が改めて浮き彫りとなり、農産品の関税が撤廃した最悪のケースを想定した場合、道内の農産品12項目の生産減少額は4,762億円と、2011年の産出額と比較し、ほぼ半減すると発表された。

そこでお尋ねします。

- ① 国の試算、道の試算に基づき、当麻のコメ等主力作物の価格減少とそれに伴う作付面積の動向はどのようなのか。
- ② 一次産業が主力の北海道は、TPP問題の情報を共有していかなければならないが、農業・農村を守るためどのように対応されるのか。



これを当麻町に置き換えて試算した場合、米では、生産額約28億

答

環太平洋経済連携協定（TPP）の交渉が、現在、進められておりますが、農業等をはじめ、住民生活へ重大な影響を及ぼすことが懸念され、一方的参加への断固反対の思いは変わっておりません。



町長 菊川

議員ご質問1点目の平成25年3月に算出した関税撤廃による国の影響試算並びに道の影響試算に基づき、当麻町の米等の価格減少についての動向ですが、国、道の対象12品目のうち、当麻町で影響する主な対象品目として米が該当するため、米について道の試算では「輸入により、道内生産量の約3割が置き換わり、残る道産米の価格は、輸入米に置き換わる部分の価格低下率の半分率で下落」と想定した場合、約50%の減少率で生産減少額が試算されております。

円に対し、約14億円の生産減少額が試算されます。

また、これに伴う作付面積の動向について、国、道の試算がないため具体的数字は出せませんが、経営所得安定対策がTPP参加により、どう機能されていくのか、定かではありませんが、いずれにしても、土地利用型農業では壊滅状態になると想定されます。

2点目の北海道での農業・農村を守る対応ですが、TPPでは機密保持契約により秘密保持が徹底されており、交渉内容などは外部に出せない仕組みになっているため、大筋の情報しか入らない状況であります。

すでに関税をめぐる交渉は進み、政府は8月23日、「日本の「守るものは守り、攻めるものは攻める」という基本姿勢に則って交渉する」と発言しており、重要農産物保護の主張が通るよう願うところであります。

北海道では、平成23年11月、高橋知事を本部長とする、TPP協定対策本部を設置し、情報収集、調査・分析、今後の対応について取り組むため、「関係機関・団体とともに本道の農林水産業、経済

道民生活を守るための中央要請の実施」や「情報収集に向け、道職員をTPP交渉開催国（マレーシア）へ派遣」などの取り組みがなされております。

あらゆる情報を積極的に道から収集し、今後、当麻農業にとって、TPPへの対応、農業情勢の変化に対応できる未来を見据えた「販売戦略の構築」と他産地との差別化を図るべく「当麻ブランドの確立」が重要と考えます。

当麻農協では、玄米、白米ともに販売が好調であります。現在の精米施設では年間取扱で3万5,000俵以上望めないことから、また、トレーサビリティ対策も重要な戦略の一つとなっており、新たな精米施設の建設が計画されております。

町といたしても、当麻農協と一体となつて、販売戦略の構築に取り組んでまいりますのでご理解願います。

再質問

問

長瀬議員

町、農協、各団体含め、町民をあげてそれぞれ携わっている

閣僚の方々に日本農業・当麻農業を守るためハガキ攻勢を行ってはどうか。

問

- ① インターネット環境の充実を
- ② 「教育振興基本計画」の策定は

答

- ① 通年業務施設への設置を予定
- ② 教育現場と協議し対応

答

町長
実施する場合は、オール北海道でやった方がいいと思いますので、上部機関に提案します。



福 山 議 員

問

① 近年の情報処理技術の飛躍的な進歩に伴い、都市や農村、観光地を問わず情報伝達の多様化と即時化が求められる時代になっております。

中でもパソコンをはじめとしたスマートフォンやタブレット、アイフォンなど通信端末機器の技術革新により、どこでも誰でも、屋

内でも屋外でも、必要な情報をすぐに入手できる環境が求められるようになって来ています。

当麻町では、「情報基盤整備事業」により管内ではいち早く全戸に光ケーブルを敷設するなど、情報のデジタル化に向けた基盤整備を行ってきたところでありますが、現在では、スマートフォンやタブレットなど端末機器の飛躍的な普及により、光ケーブルへの配線接続を必要としない無線LANの需要が拡大しつつあります。

ことに町外からビジネスや観光・イベントなどで訪れた方からは、道の駅やヘルシーシャトー、

オートオアシスなどをはじめとした観光施設や公共施設でのインターネットへのアクセスを求める声が多く聞かれます。

今後はこうした声に応えるべく、必要に応じて公共施設には無線LANの一種であるワイファイ機器の設置をし、公共施設周辺においては誰でも手軽にインターネットにアクセス出来る環境づくりをすることが、マチづくりをする上からも、災害時の情報確保の上からも必要ではないかと思いますが、町長のご見解をお伺いします。

② 次に「教育振興基本計画」の策定と「小学校英語」の教科化について教育長に伺います。

平成18年に成立した改正教育基本法では、各自治体に「教育振興基本計画」の策定が義務付けられました。

文部科学省の調査では、現在、都道府県と政令市を除く1,720の市区町村のうち48%の自治体が策定しておらず、34%の自治体が現在検討中という結果が出ております。

す。

今後の当麻町の教育ビジョンを具体化する上からも策定を急ぐべきと考えますが、教育長の見解をお伺いします。

また、政府の教育再生実行会議が今年の5月に第3次提言で盛り込んだ「小学校英語」の教科化について、将来的には学習指導要領に反映されることが予想されますが、当麻町としてはどのように対応されるのか。

すでに当町では平成21年より小学校低学年にも英語の授業を実施しておりますが、今後、人材の確保やカリキュラムのあり方などについて具体的なお考えをお伺いします。

答

① 町 長

「無線LAN設置によるインターネット環境の充実」についてであります。本町は情報通信基盤施設の整備により、全域において超高速インターネットが利用できる環境が整っており、都市部との情報通信格差のない住環境を保つため計画的な運営管理に努めているところであります。

ご質問のとおり、情報通信技術の発達により、家庭でのインター

ネットや携帯電話などから、固定回線をもたない、スマートフォンやタブレット端末が急速に普及しております。

このようなことから、今後は、公共施設における無線LAN設置の必要性が一層高まってくるものと考えられます。

また、極めて災害の発生が少ない本町ではありますが、近年の異常気象などで起こりうる災害時に、当麻町への滞在者が情報を確保できる公衆無線LANスポット設置の必要性も認識しているところであり、公共施設における無線LANスポット設置については、現在、「道の駅とうま」に設置しておりますが、無線LANを設置しての情報発信には機器の管理が必要となることから、通年で業務を行っている施設への設置として、新築する公民館に開設を予定する「情報コーナー」へ整備を行うほか、ヘルシーシャワーなどに公衆無線LANスポット設置を予定しております。

公共施設における無線LAN設置は、災害時において携帯電話がつながりづらい場合など、情報収集や通信の手段として大変有効で

あること、平常時は無料公衆無線LANスポットとして一般開放し、情報収集のほか、フェイスブックやツイッターなどコミュニケーションツールが利用しやすくなり、町民サービスの向上につながることを考えております。

町内における町民・観光客への行政情報の発信はもとより、さらなる利便性向上と情報化を進めていこうと考えております。



糠 谷 教 育 長

答

② 「教育振興基本計画」

の策定に係るご質問ですが、新教育基本法では、市町村においても基本的計画を定めるよう努力義務が課せられたものであり、本町におきましても「教育振興基本計画」の策定について検討していく必要があると認識しております。

しかしながら、昨今の教育改革に係る提言は、教育の内容のみならず、土曜授業や6・3・3制度

の見直しなど、枠組みのあり方で多岐にわたっており、私といたしましては、それらの提言の進捗状況や方向性をもう少し見極める必要性もあるのではないかと考えているところでございます。

本町の現状でございますが、各学校におきましては、それぞれに学校教育目標を持ち、その具現化のために「北海道教育の基本理念」や「上川教育推進プラン」を視野に入れながら本町の教育行政執行方針を勘案し、日々の教育を進め、成果を上げているところでございます。

また、第5次総合計画でも具現化のための事業を展開しているところでございますので「教育振興基本計画」の策定につきましては、拙速を避け、策定委員会を設置するなど、提言等に検討を加えながら進めてまいりますので、ご理解をいただきたいと思います。

次に「小学校英語」の教科化についてのご質問ですが、本町は、平成5年度から英語指導助手を採用し、中学校の授業において英語の発音に慣れ親しむとともに、小学校でも異文化理解の促進と国際化への対応を実施してまいります。

た。

平成14年度からは、小学校においても総合的な学習などを活用した外国語学習を取り入れ、先駆けて英語に慣れ親しむ事業を展開してまいりました。

平成23年度に完全実施されました小学校新学習指導要領では、小学5・6年生を対象に週1時間の外国語学習の実施を求められておりますが、本町では、既に平成21年度より時間を確保し、英会話を中心とした学習に取り組んできたところでございます。

ご質問の「小学校英語」の教科化が、学習指導要領に反映された場合の対応ですが、小学1年生より年間を通した英会話学習を既に実施しておりますので、児童は英語への苦手意識や抵抗感は少なく、学習カリキュラムのノウハウも蓄積していることから、英語の教科化が実施された場合においても、対応できるものと考えております。

また、人材の確保につきましては、文科科学省より示されます学習指導要領の改正内容を検討したうえで、教育現場とも協議し、対応してまいりたいと存じます。

再質問

福山議員

問

基本計画の策定をできるだけ早く示して頂きたい。いつ頃を目途に考えているのか。

答

教育長

国の方も、すぐに策定しないという現状にはなっていないことをご理解願います。

問

福山議員

小学校の英語教育はどの程度のレベルなのか。児童英検の取得など目標を設定した方が教育効果上がるのではないか。

答

教育長

週1時間の授業では英検のレベルには達していない。今後どれぐらい指導したらこのレベルに達するか先生方と協議したいと思います。

問

火葬場の広域連携は

答

意向があれば検討



山下議員

問

少子高齢化により人口の減少、厳しい社会情勢のなかで地方を取り巻く財政状況は大きく変化しつつあります。

また、住民の生活環境は変移しており、このような社会情勢の変化に的確な対応が必要であり、住民サービスの維持・向上を図る目的として、隣接町との広域的な視

火 葬 場

点から連携維持の推進が必要と考
えます。

すでに、塵芥は愛別町・し尿は
比布町との3町による広域連携が
行われていますが、火葬場は隣接
する愛別町・比布町が建設から、
それぞれ30年以上が経過しており、
本年度は施設の一部改修を行うと
聞いています。また、本町につい
ても施設や火葬炉などの維持管理
に費用が必要とされています。

将来的な観点から、本町の火葬
場を利用して隣接する愛別町や比
布町と広域的な連携体制が必要に
なってくると思いますが、町長の
考えをお聞きます。



火葬場

答

町 長

本町の広域連携につきまし
ては、塵芥処理、し尿処理、消防
税の滞納処理など、さまざまな分
野での共通課題の解決やサービ

の向上を図る方策として、近隣市
町などの連携を強化し、情報の
共有化、事務の共同処理などを行
っております。

また、火葬については、それぞ
れの町で火葬炉の故障などにより
対応が出来ない場合には、受け入
れを行っております。

将来の火葬場の広域連携につい
てのご質問であります。愛別町、
比布町、それぞれ施設の計画的な
修繕等により、単独での施設運用
を行っておりますが、事務の効率
化やコスト削減など、両町との広
域連携は重要な手法とも考えてお
りますので、広域連携の意向があ
る場合には、火葬場の共同運用に
ついて検討してまいります。

再質問

山下議員

問

本町の火葬場は、ほぼ20年
が経過しており、今後、施設維持
計画が必要と思うがどうか。

答

町 長

計画は組んでおりませんが、
先々を読んで修繕をしており、重
大な影響を及ぼすような事態は起
きないと考えております。

問

国保の「都道府県単位化」について

答

国から具体的な提示はない



加藤 議員

問 国保の「都道府県単位化」
が、社会保障制度改革国民
会議により強力に推進されようと
しています。

国保を都道府県単位で運営させ
ることで、現在、自治体が行って
いる一般会計からの繰り入れ（国
保への補てん）をやめさせ、純粋
に支払われた国保税の範囲で提供
される医療サービス（医療費）に
押し込めることが狙いとなってい
ます。

つまり、負担と給付を一体化さ
せることで、国保税の値上がり

いやなら医療サービスを我慢しろ、
お金があるなら保険外でサービス
をええという関係が成立するので
す。

間違いなく、今までも高い国保
税がさらに過酷なものになります。
「都道府県単位化」は、国が制
度設計や財政運営に責任を持つべ
きであり、国の責任の転嫁です。
道では、後期高齢者医療制度が
そうであったように、一般会計か
らの繰り入れは、まず行われな
いと思われ、その結果は大幅な国保
税の引き上げとなります。

協会けんぽとの統合（一元化）
も見越し、国保税の年間上限額を
93万円に段階的に引き上げること
も検討されています。

さらに、現在、市町村国保は運
営協議会と議会の議論を通じて、
地域の実情に合わせた事業方針を

国民健康保険

決めることができますが、都道府県単位になれば、都道府県議会の場があるものの、個々の地域の実情や住民、被保険者の声を踏まえ、対応は極めて困難になります。

概略的に「都道府県単位化」はなぜ悪いのかを申し上げましたが、高すぎる国保税のさらなる値上げや、「無保険者」を大量に生み出し、国保制度を崩壊させることは、町民にとってマイナスになることではないかと思えます。

町長はどのように考えているのか伺います。

答

町長

政府は、社会保障制度改革推進法に基づき、社会保障制度改革を行うために必要な事項を審議するため、昨年11月に社会保障制度改革国民会議を設置し、同会議により審議が行われ、本年8月6日に報告書が提出されました。

これを受け、政府は8月21日に、「社会保障制度改革推進法第4条の規定に基づく「法制上の措置」の骨子について」として、社会保障制度改革の骨子を閣議決定したところであり、社会保障制度改革の全体像及び進め方を明らかにす

る法律案を速やかに策定し、次期国会に提出するとしております。

その骨子では、○医療保険制度の財政基盤の安定化について○保険料に係る国民の負担に関する公平の確保について○保険給付の対象となる療養の範囲の適正化等について、次期医療計画の策定期が平成30年度であることを踏まえ、それぞれの事項について必要な措置を平成26年度から29年度を目途に順次講ずる。法律の改正が必要な措置は、必要な法律案を平成27年通常国会に提出することを目指す。

また、地方六団体等と十分に協議を行い、これらの理解を得ることを目指すとのことであります。

国民健康保険の保険者が都道府県へ移行になると、一般会計からの繰入れができない、国民健康保険税額が引き上げられる、限度額も引き上げられるのご指摘であります。国から具体的な制度設計が示されておりませんので、現時点では答弁の仕様がありません。



同意

固定資産評価審査委員会委員の選任

平成25年11月13日で任期満了となります。浅田博俊氏（宇園別1区）を引き続き委員に選任することに同意しました。



浅田博俊氏

教育委員会委員の任命

平成25年9月30日で任期満了となります。松倉貴之氏（中央7区）を引き続き委員に選任することに同意しました。



松倉貴之氏



事務組合

上川中部消防組合の解散について

今まで5町で構成していた上川中部消防組合を平成26年3月31日で解散するもので、地方自治法の規定により議決しました。

解散後は、4月1日付で各構成町の判断により、上川町・鷹栖町は旭川市消防本部へ、愛別町・比布町・当麻町は大雪消防組合にそれぞれ加入します。

上川中部消防組合の解散に伴う財産処分について

上川中部消防組合の解散に伴う事務の承継について

上川中部消防組合の解散に伴うもので、組合財産及び事務のうち、当麻支署と当麻消防団に係るものを当麻町の所有とするものです。

大雪消防組合への加入について

消防組合広域再編により、平成26年4月1日から、美瑛町・東川町・東神楽町で組織している大雪消防組合に加入し、消防に関する事務を共同で処理するため、地方自治法の規定により議決しました。



条 例

当麻町子ども・子育て会議

条例の制定について

この条例は、子ども・子育て支援法に基づき制定するものです。子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり、事業内容や時期について意見を聞くとともに、調査・審査をする機関として設置します。

当麻町子育て支援センター条例の一部を改正する条例について

この条例は、保護者の皆さんの要望により、子育て支援センターで一時預かりを実施するため改正するものです。

保護者や家族の病気・けがなどのため家庭での保育ができない場合、一時預かりを利用できます。

質 疑

問

加藤議員

子育て支援センターには、食事をする部屋はあるのか。

土日の対応はできないのか。

当麻保育園で一時預かり事業をやってもらった方がメリットは多

いと思うがどうか。

答

健康福祉課長

専門の部屋はありませんが、施設内に必要な設備を備えて対応します。

センターが開いている時間帯でスタートしていきたいと思いません。保育園は定員がいっぱいで、一時預かりを入れる余地はありません。

問

福山議員

年間の財政的負担はいくらを想定されているのか。

答

健康福祉課長

約300万円と考えています。

問

山下議員

利用者負担金減免の考えは。

答

健康福祉課長

利用料金1人あたり1時間500円、2人目以降は半額、生活保護世帯は無料と考えています。



一時預かり保育



規 約

北海道後期高齢者医療広域連

合規約の変更について

この変更は、住民基本台帳法と入管法の改正に伴うもので、外国人登録法が廃止されたことにより変更しました。



補 正 予 算

平成25年度当麻町一般会計補

正予算(第5号)

現行の予算に1,869万4千円を追加し、予算の総額を56億3,426万4千円としました。

◎補正の主な内容

歳出では、民生費の子育て総合センター費で、一時預かり保育実施に伴う費用の増額。土木費の道路維持費で、燃料代の高騰等により除雪委託事業の増額、住宅管理費で、申請件数と額の増により町産材活用促進補助金を増額しました。

歳入では、地方交付税、繰越金等を増額。町債で減額補正しました。債務負担行為で、とうま山フェア

ミリーガーデン整備事業について限度額等を定め、地方債では、臨時財政対策債発行可能額の確定により減額しました。

質 疑

問

山下議員

町産材活用促進事業費の追加内容は。

答

建設水道課長

8月の臨時会で5件1,000万円増額させていただき、その時点で16件の申請がありました。今回、新たに5件申請があり1,000万円を補正し、合計21件の申請となっています。

平成25年度当麻町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)

現行の予算に173万3千円を追加し、予算の総額を1億4,433万3千円としました。

◎補正の内容

歳出では、公共下水道費の建設費で、区域外利用申請による公設柵設置費用を増額しました。

歳入では、他会計繰入金と雑入で建設協力金を増額補正しました。



規則

当麻町議会会議規則の一部を改正する規則について

この改正は、一般質問における一問一答方式の導入に伴い改正するものです。

質問の回数は3回まででしたが、回数制限をなくし、また、町長など答弁者より論点・争点を明確にするため、質問者への反問を許可する規定を追加しました。



報告

平成24年度当麻町決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により報告されました。

健全化判断比率の実質赤字比率は、一般会計の平成24年度実質収支額が1億4,977万6千円の黒字となり、実質赤字比率はありません。

連結実質赤字比率は、一般会計及び特別会計の実質収支額と公営企業の水道事業会計及び公共下水



意見書

地方の声を国政の場へ

第3回定例会では意見書2件を可決し、内閣総理大臣ほか各関係省庁などに提出しました。なお、内容は次のとおりです。

道州制導入に反対する意見書

我々町村議会は、平成20年以来、町村議会議長全国大会において、その総意により、「住民自治の推進に逆行する道州制は行わないこと」を決定し、本年4月15日には、全国町村議会議長会が「町村や国民に対して丁寧な説明や真摯な議論もないまま、道州制の導入が決定したかのごとき法案が提出されようとしていることは誠に遺憾である」とする緊急声明を行った。さらに、7月18日には、「道州制は絶対に導入しないこと」とする要望を決定し、政府・国会に対し、要請してきたところである。

しかしながら、与党においては、道州制導入を目指す法案の国会への提出の動きが依然としてみられ、また、野党の一部においては、既に「道州制への移行のための改革基本法案」を第183回国会へ提出し、衆議院内閣委員会において閉会中審査となっているなど、我々の要請を無視するかの動きをみせている。

これらの法案は、道州制導入後の国の具体的なかたちを示さないまま、期限を区切った導入ありきの内容となっており、事務権限の受け皿という名目のもと、ほとんどの町村においては、事実上の合併を余儀なくされるおそれが高いうえ、道州はもとより再編された「基礎自治体」は、現在の市町村や都道府県に比べ、住民と行政との距離が格段に遠くなり、住民自治が衰退してしまうことは明らかである。

町村は、これまで国民の生活を支えるため、食料供給、水源涵養、国土保全に努め、伝統・文化を守り、自然を活かした地場産業を創出し、住民とともに個性あるまちづくりを進めてきた。それにもかかわらず、効率性や経済性を優先し、地域の伝統や文化、郷土意識を無視してつくり上げる大規模な団体は、住民を置き去りにするものであり、到底地方自治体と呼べるものではない。多様な自治体の存在を認め、個々の自治体の活力を高めることが、ひいては、全体としての国力の増強につながるものであると確信している。

よって、当麻町議会は、道州制の導入に反対する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

道事業会計の資金不足・剰余額の合計が2億6,009万2千円の黒字となり、連結実質赤字比率はありませぬ。

実質公債費比率は、平成22年度から24年度までの3カ年平均8.2%で、将来負担比率は、1.5%です。

資金不足比率は、水道事業会計が9,506万2千円、公共下水道事業特別会計は5万2千円の資金剰余額であり、いずれも資金不足比率はありません。それぞれの指標は、健全であることを示しています。

例月出納検査の結果

監査委員より平成25年8月に実施した検査結果が報告されました。

教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の

点検・評価

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により、教育委員会から平成24年度の事務の管理及び執行状況の点検・評価に関する報告書が提出されました。

「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書

地球温暖化防止のための温室効果ガスの削減は、我が国のみならず地球規模の重要かつ喫緊の課題となっており、森林のもつ地球温暖化の防止や国土の保全、水資源の涵養、自然環境の保持など「森林の公益的機能」に対する国民の関心と期待は大きくなっている。

また、わが国は、平成25年度以降においても、京都議定書目標達成計画に掲げられたもの（第1約束期間における温室効果ガス排出削減義務6%のうち、3.8%を森林吸収量で確保）と同等以上の取り組みを推進することとしている。

このような経緯も踏まえ、「地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例措置」が平成24年10月に導入されたが、用途は、CO²排出抑制対策に限定されており、森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保については、「早急に総合的な検討を行う」との方針に止まっている。

もとより、地球温暖化防止をより確実なものとするためには、森林の整備・保全等の森林吸収源対策や豊富な自然環境が生み出す再生可能エネルギーの活用などの取り組みを、山村地域の市町村が主体的・総合的に実施することが不可欠である。

しかしながら、これら市町村では、木材価格の暴落・低迷や林業従事者の高齢化、後継者不足など厳しい情勢にあり、その結果、山そのものが荒廃し、自然災害等の脅威に国民の生命財産が脅かされるといった事態が生じている。

これを再生させることと共に、森林吸収源対策などの地球温暖化対策に取り組むための恒久的・安定的な財源確保を講ずることが急務である。

よって、下記事項の実現を強く求めるものである。

記

自然災害などの脅威から国民の生命財産を守るための森林・林業・山村対策の抜本的な強化を図ることに加え、二酸化炭素吸収源として最も重要な機能を有する森林の整備・保全等を推進する市町村の役割を踏まえ、「石油石炭税の税率の特例」による税収の一定割合を、森林面積に応じて譲与する仕組みの構築を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年度 決算審査から

総額 70億9,644万円

平成24年度当麻町一般会計ほか5特別会計及び水道事業会計の決算は、議長と監査委員を除く全員で構成の『決算審査特別委員会（田澤委員長・澤田副委員長）』を設置し審議しました。

審査の結果、各会計決算については、認定すべきものと決定しました。



田澤委員長

各会計 歳入・歳出 決算額

歳 入		一 般 会 計	歳 出	
24億5,964万9,000円	地方交付税		総務費	11億4,914万2,433円
6億5,691万7,000円	町 債	民生費	8億5,324万7,970円	
5億5,415万9,304円	町 税	土木費	5億4,493万8,652円	
4億6,351万5,577円	国庫支出金	公債費	5億584万170円	
2億3,731万4,863円	道支出金	教育費	4億9,991万3,290円	
9,608万945円	繰越金	衛生費	2億6,519万6,794円	
4億5,127万9,484円	その他	その他	8億9,927万3,700円	
49億1,891万6,173円	合 計	合 計	47億1,755万3,009円	

国保特別会計

10億329万3,235円	事 業 勘 定	9億9,240万4,208円
9,269万4,692円	医科診療施設勘定	9,228万7,503円
9,853万6,297円	後期高齢者医療特別会計	9,819万2,797円
8億5,753万4,854円	介護保険特別会計	8億5,379万8,914円
2億3,525万8,522円	公共下水道事業特別会計	2億3,520万5,991円

事業会計

総 収 益	水 道 会 計	総 費 用
1億2,155万5,759円		1億699万7,989円

質 疑

一般会計歳入

一 括

問

山下委員
町として、医療費は無料、修学旅行費の助成など手当をしている中、給食費の未納者がいる。教育委員会としてどう考えているのか。

答

教育課長
年々、減少傾向にはありませんが、滞納がある限り訪問徴収あるいは納付書等において、徴収する方向で考えております。

総務費関係

一般会計歳出

問

山下委員
ケーブルネットワークの維持費が23年度決算と比較し約1、

100万円多くなっているが説明願いたい。

答

総務企画課長
雷被害等が多く、これに係る経費がかさんでいます。

問

福山委員
防災対策事業の中で負担金補助及び交付金とあるが、内容について説明願いたい。

答

総務企画課長
北海道の総合行政ネットワークシステムを更新するため、支出したものです。

民生費関係

問

加藤委員
高齢者ハイヤー料金の助成について80歳以上の車のない世帯となつています。

たとえ車があつても、世帯の生活実態を調査し、より柔軟に対応すべきではないのか。

答

健康福祉課長
この助成事業は、80歳以上の高齢者の非課税世帯で、自動車等の移動手段を持たない方のみとされています。

現状での事業内容で継続したい

と考えています。

問

加藤委員
ヘルシーシャワーの入浴料は500円ですが、シルバー料金として70歳以上は半額の250円にしてはどうか。

答

健康福祉課長
当麻町では、指定管理者の方で、70歳以上の方に対しては20%割引で利用できる形になっております。



ヘルシーシャワー

衛生費関係

問

澤田委員
子宮頸がんワクチン接種の副作用が問題になり、全道で46件の副作用が出たということだが、当麻町で副作用者は何人いたのか。

答

健康福祉課長
当麻町で子宮頸がんワクチンを接種された方は延べ421名で、平成22年に接種した際、軽いめまいの症状が1件ありましたが、回復されて帰宅されたという報告がありました。

問

山下委員
頭痛、吐き気など深刻な症状が報告され、副作用とみられる症例に不安が広がっている。国から安全性に関する情報はなのか。

答

健康福祉課長
ワクチン接種後の副反応について、厚生労働省から接種の奨励を一時中止するよう勧告が入りました。

町内の医療機関には、すぐに勧告内容について連絡しております。それ以降、子宮頸がんワクチンを接種した方は当麻町にはおられません。医療機関には、接種する際、十分説明していただくようお願いしております。



農林業費関係

問

成田委員
有害駆除対策事業で、民有林と町有林の被害を食い止めるため、エゾシカの個体数を減らす必要がある。

猟友会に対する補助金は65万円ではないのか。
また、今後も被害が増えると予想されるが、具体策を考えているのか。

答

農林課長
シカの駆除は、猟友会にお願いし、かなりの出役をいただいています。

昨年度の駆除の実績は26頭で、1頭あたり8,000円の道の補助金が交付されております。

また、田・畑については、電気牧柵の補助金も有効に活用していただきたいと考えております。

問

成田委員
冬期間、エゾシカが集団でいるような場所に、ハンターを集結して集中的に狩猟することはできないのか。

答

農林課長
猟友会のメンバーが10名を切っている状況であります。

一度に全員が出役するのはなかなか難しいところです。
要望については猟友会に伝えたいと思います。

問

山下委員
環境保全型農業直接支払対策事業で、平成24年度の個人数をお聞きたい。

答

農林課長
全体で6件の生産者で、皆さん有機農業に関わっている生産者です。

6件の中には1法人が入っています。

教育費関係

問

善光委員
町図書館の図書を選定はどのような形で行われているのか。

また、選定委員に町民の方々も含めて選考を行ってはどうか。

答

教育課長
図書の購入は、毎月の図書発行雑誌を基に担当職員と図書会議を開き選定をしています。

町内には読み聞かせの団体が2

団体あり、児童書を中心に充実した内容を考えて進めています。選定の会も含め検討してまいります。



町立図書館

問

山下委員
教育費で不用額が約3,000万円あるが、説明願いたい。

答

教育課長
教育費全体については多くの施設を抱えているため、ある程度の予算を持った中で進めて行きたいという考えですが、今後は不用額がなるべく出ないよう予算組を図ってまいります。

問

山下委員
スクールバスの4路線や町のバス路線も含めて見直しが必要だと思いませんか。

答

教育課長
本年度一部路線、時間等の若干の変更をしています。全町的にもスクールバスの経路については検討していく考えです。

特別会計

国保(事業)関係

問

前田委員
収入未済額の約4,083万円はどう対応するのか。

答

健康福祉課長
健康福祉課と連携し、徴収率の向上に努めてまいります。

総括質疑7会計

問

加藤委員
この1年間で企業誘致に関して、話があったのか。

また、町長は企業誘致の推進をどう考えているのか。

答

総務企画課長
24年度は、企業誘致の申し出はありません。



産業福祉常任委員と 高齢者事業団役員との懇談会

産業福祉常任委員と高齢者事業団役員との懇談会を9月26日にふれあい交流センター「輝き」で開催しました。
今回は、初めての懇談会で、当麻町高齢者事業団の平成25年度第17回定期総会議案の説明があり、その後、「高齢者事業団の現状と課題について」というテーマで、産業経済常任委員と高齢者事業団役員で熱心な議論が交わされました。

答

町長

定住対策を含めて、町の活性化、地元の商工業の振興はもとよりで、当麻に来ていただける企業があれば歓迎しますし、自分もその努力をしたいと思います。

問

山下委員

地域材活用制度で、最高250万円助成されるため、転入者による新築が増えている。

答

町長

しかし、中古住宅は、今のところ何も手立てがない。定住促進の観点や、空き家住宅をなくすため、中古住宅購入にも助成してはどうか。

中古住宅を探している方から役場に関い合わせもあり、国の制度を活用できるか、積極的に検討したいと思います。

平成25年（8月8日開催）

第6回臨時会

財産の取得と補正予算2件の計3件について審議しました。
（審議結果は20ページをご覧ください）



取得

財産の取得について

公営住宅ニュータウン団地の買取事業で、8月2日に公営住宅とうまグループ（西森建設㈱、石川建設㈱、㈱平野組、㈱アイエイ研究所）と1億4,425万4,930円で仮協定書を締結し、地方自治法及び町条例の規定により議会の議決後、本協定を締結します。事業者の選定方法は、透明性や公平性の観点から「公募型プロポーザル方式」を採用しました。取得する公営住宅は、木造2階建て1棟4戸を2棟、合計8戸で、集会所の建設と児童遊園を整備し、建物を含め敷地全体が整備された

質疑

問

加藤議員

計画の中で地域貢献度という項目があり、下請け業者や作業員についても地元雇用に努めると書かれているが、実態はどうか。

また、台所は電磁調理器だが、電気料金を考えればガスの方が良いと思うがどうか。

答

建設水道課長

請け負った業者は町内の建築会社であり、下請け等もほとんど地元を採用しています。

また、電磁調理器は、高齢者の方が多い現状であり、安全性を考

後、買い取ります。
事業期間は平成26年1月31日までです。

えて採用しています。

問

山下議員

今回は集会場と児童遊園が造られるが、特色ある点は何か。

答

建設水道課長

ユニバーサルデザインで段差をなくし、また、外から直接使用できる多目的トイレのほかテラス等を設けています。

答

町 長

児童遊園の設計にあたり、事前に子育て世代の若いお母さんから意見をいただきました。今回は、その意見も考慮しながら設計をしていただいています。



公営住宅 ニュータウン回地



補正予算

平成25年度当麻町

一般会計補正予算(第4号)

現行の予算に9,312万2千円を追加し、予算の総額を56億1,557万円としました。

◎補正の主な内容

歳出では、商工費のスポーツ公園費で、地域の元気臨時交付金を活用したテニスコート改修費用の増額。土木費の住宅管理費で、申請額の増により町産材活用促進事業を増額。諸支出金の基金費で、地域の元気交付金を積み立て、平成26年度で実施する小学校教員住宅建設事業の財源として増額しました。

質 疑

問

山下議員

スポーツランド整備事業の

工事内容を伺いたい。

答

総務企画課長

総合グラウンドの中にあるテニスコート4面の人工芝の張替え工事です。(関係写真は20ページです)

平成25年度当麻町国民健康保険特別会計(医科診療施設勘定)補正予算(第2号)

現行の予算に147万2千円を追加し、予算の総額を1億1,964万5千円としました。

◎補正の内容

歳出では、総務管理費の一般管理費で、書籍購入費用の増額。医療費の医療材料費で、血液検査などの増により諸検査委託事業で増額、医療廃棄物処理量の増により医療用廃棄物委託事業を増額しました。

歳入では、診療収入と一般会計繰入金を増額補正しました。



報 告

例月出納検査の結果

監査委員より平成25年7月に実施した検査結果が報告されました。

町政はあなたのために…

議会を傍聴しましょう



- 町議会の定例会は、年4回(3月・6月・9月・12月)開かれます。
- 町議会の臨時会は、必要に応じて随時開かれます。

次の定例会は12月です。お気軽においでください。

議会の の うごき

8月13日
▼
11月11日

8月	16日	万灯会法要(議長)
	19日	子ども夏期保養交流会 (正副議長)
	20日	議会広報研修会(議会報 編集委員・局長↓札幌市)
	23日	上川中央部市・町議会議 長会定例会議(議長↓愛 別町)
	28日	当麻町カントリーエレベ ーター利用協議会定期総 会並びにカントリー操業 安全祈願祭(産業福祉委 員長)
	29日	総務文教常任委員会 産業福祉常任委員会 東神楽町120年記念式 典(議長↓東神楽町)
	30日	上川中央部町議会議務局 長会議(局長↓鷹栖町)

9月	5日	議会運営委員会
	10日	忠魂祭典
	11日	上川町村議会議長会役員 会(議長↓旭川市)
	12日	第3回定例会
	12日	決算審査特別委員会 全員協議会
	13日	総務文教常任委員会 議会運営委員会 全町敬老会
	17日	決算審査特別委員会 議員会役員会
	19日	議会報編集特別委員会 当麻柏陽園敬老会(議長・ 産業福祉委員長)
	22日	産業福祉常任委員と高齢 者事業団役員との懇談会
	26日	



10月	4日	深川市議会森林・林業活 性化推進議員連盟来町 (産業福祉正副委員長)
	6日	第8回とうま新米・新そ ばまつり
	7日	議会報編集特別委員会
	8日	上川町村議会議務局長前 期研修会(局長↓旭川市)
	9日	鷹栖町正副議長来町(正 副議長)
	16日	大雪消防組合調印式(議 長)
	16日	美瑛町議会来町(議長)
	17日	町村議会議務研究会(局 長↓札幌市)
	22日	議会報編集特別委員会
	22日	上川管内町村議会議長研 修会(議長↓上川町)
	25日	上川中部消防組合議定



総務文教常任委員会
8月28日
○当麻町教育委員会委員の任命に
ついて



各委員会の
活動について
お知らせいたします。

11月	30日	例会(組合議員↓上川町) 全員協議会
	30日	上川管内町村議会議員研 修会(旭川市)
	31日	議会報編集特別委員会
	3日	当麻町生涯学習フェステ イバル
	4日	東京当麻会の集い(副議 長・澤田議員・山下議員 ↓東京都)
	6日	新規担い手就農者を祝う 会(正副議長・産業福祉 委員長)
	8日	交通安全町民集会「演芸 のタベ」

- 当麻町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 当麻町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検・評価について
- 当麻町子ども・子育て会議条例の制定について
- 当麻町子育て支援センター条例の一部を改正する条例について
- 上川中部障がい者等基幹相談支援センターについて
- 陳情書・意見書について
- 行政視察について
- 9月12日
- 陳情書・意見書について
- 産業福祉常任委員会
- 8月29日
- 当麻町教育委員会委員の任命について
- 当麻町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 農作物の生育及び出荷状況について
- 当麻農業未来創造TEAMについて
- 建設工事の進捗状況について
- 当麻町子ども・子育て会議条例の制定について
- 当麻町子育て支援センター条例の一部を改正する条例について
- 北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 上川中部障がい者等基幹相談支援センターについて
- 陳情書・意見書について
- 議会運営委員会
- 9月5日
- 第3回定例会の運営について
- 特別委員会の設置について
- 会議規則の改正について
- 意見書の提出について
- 議員の派遣について
- 閉会中の所管事務調査の申し出について
- 会期及び日程について
- 9月12日
- 第3回定例会の運営について

議案の採決結果

	福山議員	山下議員	田澤議員	長瀬議員	善光議員	成田議員	前田議員	澤田議員	加藤議員	中港副議長	大川議長
議案第56号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案第57号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案第58号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
同意第2号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
同意第3号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案第59号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案第60号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案第61号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案第62号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案第63号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案第64号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案第65号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案第66号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案第67号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
認定第1号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
認定第2号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
認定第3号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
認定第4号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
認定第5号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
認定第6号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
認定第7号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
発議第5号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
意見案第3号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
意見案第4号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—

○=賛成 ×=反対 欠=欠席 ただし、議長は職務上、採決に参加していません。

(議席順)

議案審議の結果

第3回 定例会

事件番号	件名	結果	議決月日
同意 第2号	当麻町固定資産評価審査委員会委員の選任について	同意	9月12日
同意 第3号	当麻町教育委員会委員の任命について	同意	
議案 第59号	上川中部消防組合の解散について	原案可決	
議案 第60号	上川中部消防組合の解散に伴う財産処分について	原案可決	
議案 第61号	上川中部消防組合の解散に伴う事務の承継について		
議案 第62号	大雪消防組合への加入について	原案可決	
議案 第63号	当麻町子ども・子育て会議条例の制定について	原案可決	
議案 第64号	当麻町子育て支援センター条例の一部を改正する条例について	原案可決	
議案 第65号	北海道後期高齢者医療について	原案可決	
議案 第66号	平成25年度当麻町一般会計補正予算（第5号）	原案可決	
議案 第67号	平成25年度当麻町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）	原案可決	
報告 第4号	平成24年度当麻町決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率について	報告	
認定 第1号	平成24年度当麻町一般会計決算認定について	認定	9月19日
認定 第2号	平成24年度当麻町国民健康保険特別会計（事業勘定）決算認定について		
認定 第3号	平成24年度当麻町国民健康保険特別会計（医科診療施設勘定）決算認定について		
認定 第4号	平成24年度当麻町後期高齢者医療特別会計決算認定について		
認定 第5号	平成24年度当麻町介護保険特別会計決算認定について		
認定 第6号	平成24年度当麻町公共下水道事業特別会計決算認定について		
認定 第7号	平成24年度当麻町水道事業会計決算認定について 〔決算審査特別委員会付託（7件）〕		
発議 第5号	当麻町議会会議規則の一部を改正する規則について	原案可決	
意見案 第3号	「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書の提出について	原案可決	
意見案 第4号	道州制導入に反対する意見書の提出について	原案可決	
	議員の派遣について	承認	
	閉会中の所管事務調査の申し出について（総務文教常任委員会） （産業福祉常任委員会） （議会運営委員会）	承認	

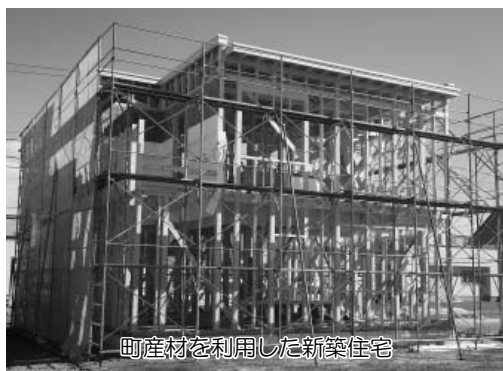
議案審議の結果

第6回 臨時会

事件番号	件名	結果	議決月日
議案 第56号	財産の取得について	原案可決	8月8日
議案 第57号	平成25年度当麻町一般会計補正予算(第4号)	原案可決	
議案 第58号	平成25年度当麻町国民健康保険特別会計(医科診療施設勘定)補正予算(第2号)	原案可決	



町産材のマーク



町産材を利用した新築住宅



改修中のテニスコート

平成25年11月11日

あとがき

環太平洋連携協定(TPP)交渉は、10月上旬にインドネシアで開かれた首脳会合での大筋合意を目指し協議が進んでいます。関税撤廃協議で日本の農産物が例外として認められるか依然として不透明です。

政府は、「聖域」に掲げたコメや麦など農産物重要5品目の関税を確保する姿勢を強調し、「守るべきものは守り、攻めるべきものは攻め、国益を追求する」との政府方針に何ら変更はないとしているが、守秘義務によって内容が開示されずに交渉が行われており不安視するところではあります。

今回の議会報は、第3回定例町議会を中心に編集しています。

本定例会は、9月12日に召集され、会期8日間で開かれ、町長の行政報告・一般質問につづき、子育て支援センター条例の一部を改正する条例・一般会計補正予算などを審議しました。

平成24年度の一般会計決算など7会計決算については、決算審査特別委員会で審議を行い認定するものと決しました。

議会報は、住民と議会を結ぶパイプとして重要な役割もっています。町議会の様子をわかりやすくお伝えしていきたいと思っておりますので、ぜひお手にとってご覧ください。

最後になりますが、今年最大級の台風26号が列島を襲い、伊豆大島に甚大な被害をもたらすなど、各地に深い爪痕を残しました。被害を受けられました皆さまに、心からお見舞い申し上げますとともに、一刻も早い復興をお祈り申し上げます。(前田)



- 委員長 善光治
- 副委員長 前田英治
- 委員 成田田
- 委員 澤田
- 委員 山田
- 委員 下田
- 委員 勝博

発行 当麻町議会
編集 議会報編集特別委員会